

令和五年内閣府令第六十号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する内閣府令(以下、「法」という。)第五十条第一項の規定に基づき、及び同法三号)第五十条第一項の規定に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する内閣府令を次のように定める。

(特定重要設備)

第一条 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(以下「法」という。)第五十条第一項の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる特定社会基盤事業について、当該各号に定める業務(特定社会基盤業務の提供を行うために不可欠なものに関するデータの処理(当該処理が停止した場合に当該業務に大きな支障が生ずるおそれがあるものに限る。)の全部又は一部を行うよう構成された情報処理システム(情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九号)第二条第三項に規定する情報処理システムをいい、当該業務の運営のために特に必要なものに限る。以下この条において同じ。)及び当該情報処理システムを稼働させる情報処理システムとする。)

一 銀行業(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第二項に規定する銀行業をいい、同法第十条第一項の規定に基づき行うものに限る。次条第一号において同じ。) 次に掲げる業務

イ 預金の受入れ

ロ 資金の貸付け又は手形の割引

ハ 為替取引

二 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四条第一項及び第二項の規定に基づき行うもの次に掲げる業務

イ 会員の預金の受入れ

ロ 会員に対する資金の貸付け(手形の割引を含む。次号ロにおいて同じ。)

ハ 為替取引

三 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第一百八十一号)第九条の九第一項(第一号及び第二号(会員に対する資金の貸付けに係るハ

号において同じ。)及び第六項(第一号(同法第九条の八第二項第一号、第二号、第四号及び第五号に係る部分に限る。)に係る部分による安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する内閣府令を実施するため、経済施策を一体的に講ずることを実施するため、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する内閣府令を次のように定める。

(特定重要設備)

第一条 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(以下「法」という。)第五十条第一項の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる特定社会基盤事業について、当該各号に定める業務(特定社会基盤業務の提供を行うために不可欠なものに関するデータの処理(当該処理が停止した場合に当該業務に大きな支障が生ずるおそれがあるものに限る。)の全部又は一部を行うよう構成された情報処理システム(情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九号)第二条第三項に規定する情報処理システムをいい、当該業務の運営のために特に必要なものに限る。以下この条において同じ。)及び当該情報処理システムを稼働させる情報処理システムとする。)

一 銀行業(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第二項に規定する銀行業をいい、同法第十条第一項の規定に基づき行うものに限る。次条第一号において同じ。) 次に掲げる業務

イ 預金の受入れ

ロ 資金の貸付け又は手形の割引

ハ 為替取引

二 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四条第一項及び第二項の規定に基づき行うもの次に掲げる業務

イ 会員の預金の受入れ

ロ 会員に対する資金の貸付け(手形の割引を含む。次号ロにおいて同じ。)

ハ 為替取引

三 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第一百八十一号)第九条の九第一項(第一号及び第二号(会員に対する資金の貸付けに係るハ

号において同じ。)及び第六項(第一号(同法第九条の八第二項第一号、第二号、第四号及び第五号に係る部分に限る。)に係る部分による安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する内閣府令を実施するため、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する内閣府令を次のように定める。

(特定重要設備)

第一条 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(以下「法」という。)第五十条第一項の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる特定社会基盤事業について、当該各号に定める業務(特定社会基盤業務の提供を行うために不可欠なものに関するデータの処理(当該処理が停止した場合に当該業務に大きな支障が生ずるおそれがあるものに限る。)の全部又は一部を行うよう構成された情報処理システム(情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九号)第二条第三項に規定する情報処理システムをいい、当該業務の運営のために特に必要なものに限る。以下この条において同じ。)及び当該情報処理システムを稼働させる情報処理システムとする。)

一 銀行業(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第二項に規定する銀行業をいい、同法第十条第一項の規定に基づき行うものに限る。次条第一号において同じ。) 次に掲げる業務

イ 預金の受入れ

ロ 資金の貸付け又は手形の割引

ハ 為替取引

二 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四条第一項及び第二項の規定に基づき行うもの次に掲げる業務

イ 会員の預金の受入れ

ロ 会員に対する資金の貸付け(手形の割引を含む。次号ロにおいて同じ。)

ハ 為替取引

三 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第一百八十一号)第九条の九第一項(第一号及び第二号(会員に対する資金の貸付けに係るハ

号において同じ。)及び第六項(第一号(同法第九条の八第二項第一号、第二号、第四号及び第五号に係る部分に限る。)に係る部分による安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する内閣府令を実施するため、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する内閣府令を次のように定める。

(特定重要設備)

第一条 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(以下「法」という。)第五十条第一項の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる特定社会基盤事業について、当該各号に定める業務(特定社会基盤業務の提供を行うために不可欠なものに関するデータの処理(当該処理が停止した場合に当該業務に大きな支障が生ずるおそれがあるものに限る。)の全部又は一部を行うよう構成された情報処理システム(情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九号)第二条第三項に規定する情報処理システムをいい、当該業務の運営のために特に必要なものに限る。以下この条において同じ。)及び当該情報処理システムを稼働させる情報処理システムとする。)

一 銀行業(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第二項に規定する銀行業をいい、同法第十条第一項の規定に基づき行うものに限る。次条第一号において同じ。) 次に掲げる業務

イ 預金の受入れ

ロ 資金の貸付け又は手形の割引

ハ 為替取引

二 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四条第一項及び第二項の規定に基づき行うもの次に掲げる業務

イ 会員の預金の受入れ

ロ 会員に対する資金の貸付け(手形の割引を含む。次号ロにおいて同じ。)

ハ 為替取引

三 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第一百八十一号)第九条の九第一項(第一号及び第二号(会員に対する資金の貸付けに係るハ

(管理を第三者に委託しているものを除く。)の残高の平均が三百兆円以上である者であること。

十 資金清算業 資金決済に関する法律第六十四条第一項の免許を受けてその事業を行う者であること。

十一 第三者型前払式支払手段の発行の業務を行なう事業者 その事業を行う者が次のいずれにも該当する者であること。

イ 直近の三事業年度の末日におけるその発行する第三者型前払式支払手段を使用することができる加盟店(資金決済に関する法律第十条第一項第四号に規定する加盟店をいう。)の数の平均が一万店以上である者。

ロ 直近の三事業年度において発行した第三者型前払式支払手段の発行額の平均が一兆円以上である者。

(特定社会基盤事業者の指定の通知)

第三条 法第五十条第二項の規定による特定社会基盤事業者 (前条各号に掲げる特定社会基盤事業を行なう者に限る。以下同じ。)の指定の通知は、様式第一による指定通知書によつて行なうものとする。

(特定社会基盤事業者の指定等に関する公示の方法)

第四条 法第五十条第二項 (法第五十一条において準用する場合を含む。)の規定による特定社会基盤事業者の指定(法第五十一条において準用する場合にあつては、指定の解除)の公示は、官報に掲載して行なるものとする。

2 金融庁長官 は、前項の規定による公示をしたときは、当該公示の日付及び内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(特定社会基盤事業者の名称等の変更の届出)

法第五十条第三項の規定による特定社会基盤事業者の名称又は住所の変更の届出は、様式第二による名称等変更届出書によつて行なわなければならない。

(特定社会基盤事業者の指定の解除の通知)

第六条 法第五十一条において準用する法第五十条第二項の規定による特定社会基盤事業者の指定期の解除の通知は、様式第三による指定解除通知書によつて行なるものとする。

(親法人等)

第七条 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令(令和全般)

四年政令第三百九十四号。第二十条において「令」という。第十条第三項の主務省令で定めるものは、次に掲げる法人等(会社、組合その他これらに準ずる事業体をいう。以下同じ。)とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関(同項に規定する意思決定機関をいう。以下同じ。)を支配していないことが明らかであると認められる法人等を除く。

一 他の法人等(破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた他の法人等その他これらに準ずる他の法人等であつて、有効な支配從属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この条において同じ。)の株主等(総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者をいう。以下同じ。)の議決権(株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。)の過半数を自己の計算において所有している法人等)

二 他の法人等の総株主等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している法人等であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

イ 当該法人等が自己的計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の過半数を自己の計算において所有している

II 他の法人等の総株主等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している法人等であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

イ 当該法人等が自己的計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の過半数を自己の計算において所有している

III 法人等が自己的計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の過半数を自己の計算において所有している

IV 他の法人等の総株主等の議決権の過半数を占めている場合(当該法人等が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。)における当該法人等であつて、前号ロから今までに掲げる要件のいずれかに該当するもの

(重要維持管理等)

第八条 法第五十二条第一項の特定重要設備の機能を維持するため又は当該特定重要設備に係る特定社会基盤役務を安定的に提供するために重要な役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されるおそれがあるものとして主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 維持管理

二 操作

(導入等計画書の届出)

第九条 法第五十二条第一項の導入等計画書は、特定重要設備の導入を行う場合にあつては様式二

とができるものが、当該他の法人等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

ハ 当該他の法人等の資金調達額(貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。以下二において同じ。)の過半額の過半額について当該法人等が融資(債務の保証及び担保の提供を含む。以下二において同じ。)を行つていること(当該法人等と出资者、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の過半となる場合を含む。)。

ホ その他当該法人等が当該他の法人等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。

一 特定重要設備の供給者及び構成設備(第十二条に規定する構成設備をいう。)の供給者は又は特定重要設備の重要維持管理等の委託の相手方及び当該委託の相手方から重要維持管理等の再委託を受けた者(当該再委託を受けた者が他の事業者に再委託して重要維持管理等を行わせる場合には、当該再委託の相手方を含む。以下「再委託の相手方等」という。)(以下「供給者等」という。)の登記事項証明書(これに準ずるものと含む。)

二 供給者等の役員(次に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ次に定める者をいう。以下同じ。)の旅券(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二条第五号に掲げる旅券をいう。以下この号において同じ。)の写し、戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し(当該役員が外国人である場合にあっては、旅券の写し、同法第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国籍との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理制度に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写しその他の氏名、生年月日及び国籍等を記載する書類)。

イ 株式会社、取締役(指名委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役)、持分会社(会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。)業務を執行する社員。

ロ 一般社団法人、一般財團法人及び中小企業等協同組合の理事

四(一)によるものとし、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合にあつては様式第四(二)によるものとする。

四(二)によるものとし、特定重要設備の機能を維持するため又は当該特定重要設備に係る特定社会基盤役務を安定的に提供するために重要な役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されるおそれがあるものとして主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 維持管理

二 操作

(導入等計画書の届出)

第九条 法第五十二条第一項の導入等計画書は、特定重要設備の導入を行う場合にあつては様式二

四(一)によるものとし、特定重要設備の重複を防ぐため又は当該特定重要設備に係る特定社会基盤役務を安定的に提供するために重要な役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されるおそれがあるものとして主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 特定重要設備の供給者及び構成設備(第十二条に規定する構成設備をいう。)の供給者は又は特定重要設備の重要維持管理等の委託の相手方及び当該委託の相手方から重要維持管理等の再委託を受けた者(当該再委託を受けた者が他の事業者に再委託して重要維持管理等を行わせる場合には、当該再委託の相手方を含む。以下「再委託の相手方等」という。)(以下「供給者等」という。)の登記事項証明書(これに準ずるものと含む。)

二 供給者等の役員(次に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ次に定める者をいう。以下同じ。)の旅券(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二条第五号に掲げる旅券をいう。以下この号において同じ。)の写し、戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し(当該役員が外国人である場合にあっては、旅券の写し、同法第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国籍との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理制度に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写しその他の氏名、生年月日及び国籍等を記載する書類)。

イ 株式会社、取締役(指名委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役)、持分会社(会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。)業務を執行する社員。

ロ 一般社団法人、一般財團法人及び中小企業等協同組合の理事

業務執行者（同項に規定する業務執行者をいう。以下二において同じ。）が業務を執行する組合にあっては、当該業務執行者その他の法人等 イから二までに定める者に準ずる者

（特定重要設備の導入を行うこと等が緊急やむを得ない場合）

法第五十二条第一項ただし書の主務省令で定める場合は、特定社会基盤役務の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合（特定社会基盤事業者が、同項本文の規定の適用を免れる目的で特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生ずるおそれを生じさせた場合を除く）であつて、他の事業者から特定重要設備の導入を緊急に行い、又は他の事業者に委託して特定重要設備の重要な維持管理等を緊急に行わせることがその支障の除去又は発生の防止のために必要であり、かつ、他に適当な方法がない場合とする。

2 法第五十二条第一項の緊急導入等届出書

は、特定重要設備の導入を行つた場合にあっては様式第五（一）によるものとし、特定重要設備の重要な維持管理等を行わせた場合にあっては様式第五（二）によるものとする。（法第五十二条第二項第二号の主務省令で定めるもの）

第十一條 法第五十二条第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 特定重要設備の供給者の名称及び代表者の氏名、住所並びにその設立に当つて準拠した法令を制定した国又は地域（以下「設立準拠法國等」という。）（個人である場合にあっては、氏名、住所及び国籍等）

二 特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の数を直接に保有する者の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する割合

三 特定重要設備の供給者の役員の氏名、生年月日及び国籍等

四 届出の日の二月前日の日以前に終了した直近の三事業年度のうち、いずれか一の事業年度における特定重要設備の供給者の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外國政府等（外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行又は外国の政党その他の政治団体をいう。以下同じ。）と

の取引に係る売上高の合計額の占める割合が百分の二十五以上である場合には、当該事業年度、当該外国政府等の名称及び当該事業年度における特定重要設備の供給者の売上高の総額に占める割合

上高の総額に占める割合

所在地

（構成設備）

第十二條 法第五十二条第二項第二号に規定する特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであつて特定妨害行為の手段として使用されるおそれがあるもの（以下「構成設備」という。）は、次に掲げるもののその他の設備、機器、装置又はプログラムのうち、第一条に規定する業務の運営のために特に必要なものとする。

一 業務アプリケーション
二 オペレーティングシステム
三 ミドルウェア
四 サーバー

（法第五十二条第二項第一号ハの主務省令で定めるもの）

第十三條 法第五十二条第二項第二号ハの主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 構成設備の種類、名称及び機能
二 構成設備の供給者の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法國等（個人である場合にあっては、氏名、住所及び国籍等）

三 構成設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称又は氏名、設立準拠法國等又は国籍等

及びその保有する議決権の数の当該供給者の百分の五以上の議決権の数に占める割合

四 構成設備の供給者の役員の氏名、生年月日及び国籍等

五 届出の日の二月前日の日以前に終了した直近の三事業年度のうち、いずれか一の事業年度における構成設備の供給者の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外國政府等（外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行又は外国の政党その他の政治団体をいう。以下同じ。）と

（法第五十二条第二項第三号ハの主務省令で定めるもの）

当該事業年度、当該外国政府等の名称及び当令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称又は氏名、設立準拠法國等又は国籍等及びその保有する議決権の数に占める割合

二 重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数に占める割合

三 重要維持管理等の委託の相手方の役員の氏名、生年月日及び国籍等

四 届出の日の二月前日の日以前に終了した直近の三事業年度のうち、いずれか一の事業年度における重要維持管理等の委託の相手方の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外國政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合

五 重要維持管理等の委託の相手方の役員の氏名、生年月日及び国籍等

六 届出の日の二月前日の日以前に終了した直近の三事業年度のうち、いずれか一の事業年度における重要維持管理等の委託の相手方の売上高の総額に占める割合

七 在地

（法第五十二条第二項第四号の主務省令で定めるもの）

当該事業年度、当該外国政府等の名称及び当該事業年度における再委託の相手方等の売上高の総額に占める割合

八 在地

（法第五十二条第二項第四号の主務省令で定めるもの）

当該事業年度、当該外国政府等との取引に係る売上高の総額に占める割合

九 在地

（法第五十二条第二項第四号の主務省令で定めるもの）

当該事業年度、当該外国政府等との取引に係る売上高の総額に占める割合

十 在地

（法第五十二条第二項第四号の主務省令で定めるもの）

当該事業年度、当該外国政府等との取引に係る売上高の総額に占める割合

十一 在地

（法第五十二条第二項第四号の主務省令で定めるもの）

当該事業年度、当該外国政府等との取引に係る売上高の総額に占める割合

十二 在地

（法第五十二条第二項第四号の主務省令で定めるもの）

当該事業年度、当該外国政府等との取引に係る売上高の総額に占める割合

十三 在地

（法第五十二条第二項第四号の主務省令で定めるもの）

当該事業年度、当該外国政府等との取引に係る売上高の総額に占める割合

十四 在地

（法第五十二条第二項第四号の主務省令で定めるもの）

当該事業年度、当該外国政府等との取引に係る売上高の総額に占める割合

十五 在地

（法第五十二条第二項第四号の主務省令で定めるもの）

当該事業年度、当該外国政府等との取引に係る売上高の総額に占める割合

十六 在地

による特定重要設備の重要な維持管理等に関する記録の保管のための手順及びその確認の手順を定め、これを遵守させることその他の方針により、重要な維持管理等を行う特定重要設備に対する不正な操作又は不正な行為の有無を、定期に又は隨時に、監査することとしていること。

(期間の短縮に関する通知)
第十八条 金融庁長官は、法第五十二条第三項た
だし書及び第五項（これららの規定を法第五十四
条第二項（同条第五項において準用する場合を
含む。以下同じ。）において準用する場合を含
む。）の規定により特定重要設備の導入を行い、
又は重要な維持管理等を行わせてはならない期間
を短縮するときは、短縮の期間を記載した通知
書を導入等計画書の届出をした特定社会基盤事
業者に交付する方法により行うものとする。

(期間の延長に関する通知)
第十九条 金融庁長官は、法第五十二条第四項
(法第五十四条第二項において準用する場合を含
む。)の規定により特定重要設備の導入を行
い、又は重要な維持管理等を行わせてはならない
期間を延長するときは、延長の期間を記載した
通知書を導入等計画書の届出をした特定社会基
盤事業者に交付する方法により行うものとす
る。

(法第五十二条第七項の通知の手続)
第二十条 令第十二条の規定に基づく通知は、様
式第六により行うものとする。

(勧告に係る変更を加えた導入等計画書の届出)
第二十一条 法第五十二条第八項（法第五十五条
第三項において準用する場合を含む。）の規定
による届出は、第九条第二項各号に掲げる書類
(有効期間又は有効期限のあるものにあっては
当該届出の日において有効なものに、その他の
ものにあっては当該届出日前三月以内に作成さ
れたものに限る。)を添付して、特定重要設備
の導入を行う場合にあっては様式第四（一）に
より、特定重要設備の重要な維持管理等を行わせ
る場合にあっては様式第四（二）により行うも
のとする。

(勧告を受けた特定社会基盤事業者に対する命
令)

第二十二条 金融庁長官は、法第五十二条第十項
(法第五十四条第二項及び第五十五条第三項に
おいて準用する場合を含む。)の規定により、
法第五十二条第六項（法第五十四条第二項にお
ける場合を除く。）

いて準用する場合を含む。)並びに第五十五条
第一項及び第二項の規定による勧告を受けた特
定社会基盤事業者に命令をするときは、当該特
定社会基盤事業者に対する命令の内容を記載し
た文書を交付する方法により行うものとする。
(重要な変更の届出)
第二十三条 法第五十四条第一項の主務省令で定
める重要な変更是、次のとおりとする。
一 法第五十二条第二項第一号に掲げる事項に
係る変更
二 法第五十二条第二項第二号に掲げる事項
に係る変更（特定重要設備の導入の内容を變
更する場合におけるものに限る。）
三 法第五十二条第二項第二号に掲げる事項
に係る変更のうち次に掲げるもの
イ 特定重要設備の供給者の名称、住所又は
設立準拠法國等（個人である場合にあっては、
氏名、住所又は国籍等）の変更（住所の
変更にあっては、国名を変更する場合に
おけるものに限る。以下この項において同
じ。）
ロ 第十一条第五号に掲げる事項に係る変更
(工場又は事業場の所在する国名を変更す
る場合におけるものに限る。)
四 法第五十二条第二項第二号ハに掲げる事項
に係る変更のうち次に掲げるもの
イ 第十三条第一号に掲げる事項に係る変更
ロ 構成設備の供給者の名称、住所又は設立
準拠法國等（個人である場合にあっては、
氏名、住所又は国籍等）の変更
八 第十五条第六号に掲げる事項に係る変更
(工場又は事業場の所在する国名を変更す
る場合におけるものに限る。)
五 法第五十二条第二項第三号イに掲げる事項
に係る変更（重要な維持管理等を行わせる期間
を短縮するものを除く。）
六 法第五十二条第二項第三号ロに掲げる事項
のうち、重要な維持管理等の委託の相手方の名
称、住所又は設立準拠法國等（個人である場
合にあっては、氏名、住所又は国籍等）の変
更（重要な維持管理等の委託を行った後に変
更する場合（重要な維持管理等の委託の相手方の
名称（個人である場合にあっては、氏名）を除く。）
七 法第五十二条第二項第三号ハに掲げる事項
に係る変更のうち次に掲げるもの
イ 第十五条第一号又は第二号に掲げる事項
に係る変更（重要な維持管理等を行わせる期
間を短縮するものを除く。）

ロ 再委託の相手方等の名称、住所又は設立
準拠法國等（個人である場合にあっては、
氏名、住所又は国籍等）の変更（重要な維持
管理等の委託を行った後に変更する場合
(再委託の相手方等の名称（個人である場
合にあっては、氏名）を変更するものを除
く。)を除く。)
八 第十六条各号に掲げる事項に係る変更
八 法第五十四条第一項（同条第五項において準
用する場合を含む。次項及び第四項において同
じ。）の導入等計画書の変更の案は、特定重要
設備の導入を行う場合にあっては様式第七
(二)によるものとし、特定重要設備の重要な維
持管理等を行わせる場合にあっては様式第七
(二)によるものとする。
八 法第五十四条第一項の主務省令で定める書類
は、第九条第二項各号に掲げる書類（有効期間
又は有効期限のあるものにあっては法第五十四
条第一項の規定による届出の日において有効な
ものに、その他のものにあっては当該届出の日
前三月以内に作成されたものに限る。)とする。
ただし、供給者等の名称及び代表者の氏名、住
所並びに設立準拠法國等に変更がないときは、
第九条第二項第一号に掲げる書類の添付を、供
給者等の役員の氏名、生年月日及び国籍等に変
更がないときは、同項第二号に掲げる書類の添
付を省略することができる。
五 法第五十四条第一項ただし書の主務省令で定
める場合は、特定社会基盤業務の提供に支障が
生じ、又は生ずるおそれがある場合（特定社会
基盤事業者が、同項本文の規定の適用を免れる
目的で特定社会基盤業務の安定的な提供に支障
が生ずるおそれを作成した場合を除く。）であ
り、導入等計画書を変更して他の事業者から
特定重要設備の導入を緊急に行い、又は他の
事業者に委託して特定重要設備の重要な維持管
理等を緊急に行わせることがその支障の除去又は
発生の防止のために必要であり、かつ、他に適
当な方法がない場合とする。

六 法第五十四条第二項において準用する法第五
十二条第八項の規定による届出は、第九条第二
項各号に掲げる書類（有効期間又は有効期限の
あるものにあっては当該届出の日において有効
なために、その他のものにあっては当該届出の
日前三月以内に作成されたものに限る。）を添
付して、特定重要設備の導入を行う場合の導入
等計画書の変更をする場合にあっては様式第七
(二)により行うものとし、新たに特定重要設備
の供給者の総株主等の議決権の数を直接に保有す
る者の当該議決権の数の当該供給者の総株
主等の議決権の数に占める割合の変更（次
に掲げる場合におけるものを除く。）
ロ 第十五条第二号に掲げる事項のうち、特
定重要設備の供給者の総株主等の議決権の
名前を変更する場合におけるものを除く。以
下この条において同じ。)
四 法第五十四条第一項ただし書の主務省令で定
める場合は、特定社会基盤業務の提供に支障が
生じ、又は生ずるおそれがある場合（特定社会
基盤事業者が、同項本文の規定の適用を免れる
目的で特定社会基盤業務の安定的な提供に支障
が生ずるおそれを作成した場合を除く。）であ
り、導入等計画書を変更して他の事業者から
特定重要設備の導入を緊急に行い、又は他の
事業者に委託して特定重要設備の重要な維持管
理等を緊急に行わせることがその支障の除去又は
発生の防止のために必要であり、かつ、他に適
当な方法がない場合とする。

五 法第五十四条第二項において準用する法第五
十二条第八項の規定による届出は、第九条第二
項各号に掲げる書類（有効期間又は有効期限の
あるものにあっては当該届出の日において有効
なために、その他のものにあっては当該届出の
日前三月以内に作成されたものに限る。）を添
付して、特定重要設備の導入を行う場合の導入
等計画書の変更をする場合にあっては様式第七
(二)により行うものとし、新たに特定重要設備
の供給者の総株主等の議決権の数を直接に保有す
る者の当該議決権の数の当該供給者の総株
主等の議決権の数に占める割合の変更（次
に掲げる場合におけるものを除く。）

六 法第五十四条第二項において準用する法第五
十二条第八項の規定による届出は、第九条第二
項各号に掲げる書類（有効期間又は有効期限の
あるものにあっては当該届出の日において有効
なために、その他のものにあっては当該届出の
日前三月以内に作成されたものに限る。）を添
付して、特定重要設備の導入を行う場合の導入
等計画書の変更をする場合にあっては様式第七
(二)により行うものとし、新たに特定重要設備
の供給者の総株主等の議決権の数を直接に保有す
る者の当該議決権の数の当該供給者の総株
主等の議決権の数に占める割合の変更（次
に掲げる場合におけるものを除く。）

七 法第五十二条第二項第三号ハに掲げる事項
に係る変更のうち次に掲げるもの
イ 第十五条第一号又は第二号に掲げる事項
に係る変更（重要な維持管理等を行わせる期
間を短縮するものを除く。）

ハ 第十一条第五号に掲げる事項に係る変更

(前条第一項第三号口に該当するものを除く。)

二 法第五十二条第二項第一号ハに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

構成設備の供給者の住所の変更

イ 第十三条第三号に掲げる事項のうち、構

成設備の供給者の総株主等の議決権の百分

の五以上の議決権の数を直接に保有する者

の当該議決権の数の当該供給者の総株主等

の議決権の数に占める割合の変更(次に掲

げる場合におけるものを除く。)

(1) 当該割合が増加することにより、新た

に構成設備の供給者の総株主等の議決権

の百分の二十五以上三分の一未満の議決

権の数を直接に保有する者に該当する者

がある場合

(2) 当該割合が増加することにより、新た

に構成設備の供給者の総株主等の議決権

の三分の一以上百分の五十未満の議決権

の数を直接に保有する者に該当する者が

ある場合

(3) 当該割合が増加することにより、新た

に構成設備の供給者の総株主等の議決権

の百分の五十以上の議決権の数を直接に

保有する者に該当する者がある場合

ハ 第十三条第六号に掲げる事項に係る変更

(前条第一項第四号ハに該当するものを除

く。)

三 法第五十二条第二項第三号口に掲げる事項に係る変更のうち、重

要維持管理等の委託の相手方の総株主等の

議決権の百分の五以上の議決権の数を直接

に保有する者の当該議決権の数の当該委託

の相手方の総株主等の議決権の数に占める

割合の変更(次に掲げる場合におけるものを除く。)

(1) 当該割合が増加することにより、新た

に重要維持管理等の委託の相手方の総株

主等の議決権の二十五以上三分の一未満の議決権の数を直接に保有する者

に該当する者がある場合

ハ 第十五条第四号に掲げる事項のうち、再

委託の相手方等の住所の変更

第二十五条 法第五十四条第四項(同条第五項に

おいて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による報告(次項の規定によつて変更に係る事項の報告を除く。以下この項において有効なものに、その他のものにあつては法第五十四条第四項の規定による報告の日において有効なものに、その他のものにあつては当該報告の日前三月以内に作成されたものに限る。)を添付して、特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更をした場合につ

(2) 当該割合が増加することにより、新たに重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の三分の一以上百分の五十未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

イ 第十五条第四号に掲げる事項のうち、構成設備の供給者の総株主等の議決権の五以上の議決権の数を直接に保有する者

の当該議決権の数の当該供給者の総株主等

の議決権の数に占める割合の変更(次に掲

げる場合におけるものを除く。)

(3) 当該割合が増加することにより、新た

に構成設備の供給者の総株主等の議決権

の百分の二十五以上三分の一未満の議決

権の数を直接に保有する者に該当する者

がある場合

(4) 当該割合が増加することにより、新た

に再委託の相手方等の住所の変更

ロ 第十五条第四号に掲げる事項のうち、再

委託の相手方等の総株主等の議決権の百分

の五以上の議決権の数を直接に保有する者

の当該議決権の数の当該再委託の相手方等

の総株主等の議決権の数に占める割合の変

更(次に掲げる場合におけるものを除く。)

(1) 当該割合が増加することにより、新た

に再委託の相手方等の総株主等の議決権

の百分の二十五以上三分の一未満の議決

権の数を直接に保有する者に該当する者

がある場合

(2) 当該割合が増加することにより、新た

に再委託の相手方等の総株主等の議決権

の百分の二十五以上三分の一未満の議決

権の数を直接に保有する者に該当する者

がある場合

(3) 当該割合が増加することにより、新た

に再委託の相手方等の総株主等の議決権

の百分の二十五以上三分の一未満の議決

権の数を直接に保有する者に該当する者

がある場合

(変更の報告)

様式第一(第三条関係)	
届出花達通知書	
年 月 日	
会員登録(公印押捺)	
経済施策等に対する安全基盤の確立に関する法律(令和4年法律第49号)第59条第1項の規定により開示する社会基盤事業者として指定したので、同条第2項の規定により、下記のとおり通知する。	
記	
名 称	
住 所	
特定社会基盤事業者の種類	
指定をした年月日	

3 前項の規定による変更の報告は、様式第十一により行うものとする。
(立入検査の証明書)

2 第二十六条 法第五十八条第二項の規定により特定社会基盤事業者に対する立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第十一によるものとする。

附 则 この府令は、法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 则 (令和五年一月一六日内閣府令第七三号)

この府令は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(令和五年十一月十七日)から施行する。

ては様式第九(一)により、特定重要設備の重要な維持管理等を行わせる場合の導入等計画書の変更をした場合にあっては様式第九(二)により行うものとする。ただし、供給者等の代表者の氏名、住所及び設立準備法規等に変更がないときは、第九条第二項第一号に掲げる書類の添付を、供給者等の役員の氏名、生年月日及び国籍等に変更がないときは、同項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

法第五十四条第四項の主務省令で定める変更は、構成設備の種類、名称又は機能の変更とする。

様式第一(第五条関係)

様式第二(第五条関係)
名称等変更届出書
年 月 日

名 称	経	
代業者の方名		
次のとおり変更するので、経済施策等を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(令和五年十一月十七日)から施行する。		
変更事項		
名称又は住所	変更前	変更後
変更年月日		
変更の理由		

注 用紙の大きさは、日本版面規格A4とすること。

（参考）定款第2条第1項「会員の権利及び義務」
定款第3条第1項「構成員の権利等について
定款第5条第1項「会員の資本」

（参考）定款第2条第1項「会員の権利及び義務」
会員の資本又は支払未満の資本の額の範囲等において、構成員の権利等があらわされ
て置かれていない場合は、その権利等をあら
わすものとして、構成員の権利等が規定さ
れており得たうえで、構成員に付与さ
れることとして解釈する。

（参考）定款第2条第1項「会員の権利及び義務」
しては、会員の合意によるものと解釈す
る。

第2 管理組織の組織の範囲について（実質
的範囲）

（参考）定款第2条第1項「会員の権利及び義務」
会員の資本が法定最低限額以上に達す
て、会員の合意に照合した場合の権利等のカリ
エラ（特別な権利等）を除く権利等をアリ
ババ（一般的な権利等）と呼ぶ。アリババ
（一般的な権利等）を有しているか否かは、不
正プログラム対策ソフトウェアを活用化
して、アリババ（一般的な権利等）を主張す
ることで確認する。

（参考）定款第2条第1項「会員の権利及び義務」
会員の資本が法定最低限額以上に達す
て、会員の合意に照合した場合に付与
された権利等のカリエラ（特別な権利等）をアリ
ババ（一般的な権利等）と呼ぶ。アリババ
（一般的な権利等）を有しているか否かを確認す
るために、会員のアリババ（一般的な権利等）を
専用端末で実証する。

（参考）定款第2条第1項「会員の権利及び義務」
会員の資本が法定最低限額以上に達す
て、会員の合意に照合した場合に付与
された権利等のカリエラ（特別な権利等）をアリ
ババ（一般的な権利等）と呼ぶ。アリババ
（一般的な権利等）を有しているか否かを確認す
るために、会員のアリババ（一般的な権利等）を
専用端末で実証する。

（4）特定期会基業事業者が、特定期会設置及び構成設置の株式者や査定（再委託を含む）の相手方について、過去の実績を含め、我が国の法令や国際的影響を受ける場合は基準等に準じて審査する場合。

（5）特定期会基業事業者は、特定期会の株式者をうけ取る日の日から起算して過去3年間の財政状態、国内外の状況、経営方針等の変遷等に就いて、該当する基準等に準じて各項目で審査している。

特定期会基業の株式者を通じて確認している場合。会員。

（6）特定期会基業事業者は、特定期会設置及び構成設置の開拓や審査（再委託を含む）、特定期会設置の運営の範囲内に於いて、外銀の貸付契約により影響を受けたものではないことを確認している。

（7）特定期会基業事業者は、特定期会設置及び構成設置の開拓や審査（再委託を含む）にあつては外銀の貸付契約に依らず、内部の開拓等に就いても、各項目で審査している。

特定期会の株式者を通じて確認している場合。会員。

（8）特定期会基業事業者は、特定期会設置及び構成設置の開拓や審査（再委託を含む）にあつては外銀の貸付契約に依らず、内部の開拓等に就いても、各項目で審査している。

特定期会の株式者を通じて確認している場合。会員。

（9）特定期会基業事業者は、特定期会設置及び構成設置の開拓や審査（再委託を含む）にあつては外銀の貸付契約に依らず、内部の開拓等に就いても、各項目で審査している。

特定期会の株式者を通じて確認している場合。会員。

（10）特定期会基業事業者は、特定期会設置及び構成設置の開拓や審査（再委託を含む）にあつては外銀の貸付契約に依らず、内部の開拓等に就いても、各項目で審査している。

特定期会の株式者を通じて確認している場合。会員。

（11）特定期会基業事業者は、特定期会設置及び構成設置の開拓や審査（再委託を含む）にあつては外銀の貸付契約に依らず、内部の開拓等に就いても、各項目で審査している。

特定期会の株式者を通じて確認している場合。会員。

（12）特定期会基業事業者は、特定期会設置及び構成設置の開拓や審査（再委託を含む）にあつては外銀の貸付契約に依らず、内部の開拓等に就いても、各項目で審査している。

特定期会の株式者を通じて確認している場合。会員。

（13）特定期会基業事業者は、特定期会設置及び構成設置の開拓や審査（再委託を含む）にあつては外銀の貸付契約に依らず、内部の開拓等に就いても、各項目で審査している。

特定期会の株式者を通じて確認している場合。会員。

（14）特定期会基業事業者は、特定期会設置及び構成設置の開拓や審査（再委託を含む）にあつては外銀の貸付契約に依らず、内部の開拓等に就いても、各項目で審査している。

特定期会の株式者を通じて確認している場合。会員。

（15）特定期会基業事業者は、特定期会設置及び構成設置の開拓や審査（再委託を含む）にあつては外銀の貸付契約に依らず、内部の開拓等に就いても、各項目で審査している。

特定期会の株式者を通じて確認している場合。会員。

（16）特定期会基業事業者は、特定期会設置及び構成設置の開拓や審査（再委託を含む）にあつては外銀の貸付契約に依らず、内部の開拓等に就いても、各項目で審査している。

特定期会の株式者を通じて確認している場合。会員。

（17）特定期会基業事業者は、特定期会設置及び構成設置の開拓や審査（再委託を含む）にあつては外銀の貸付契約に依らず、内部の開拓等に就いても、各項目で審査している。

特定期会の株式者を通じて確認している場合。会員。

（18）特定期会基業事業者は、特定期会設置及び構成設置の開拓や審査（再委託を含む）にあつては外銀の貸付契約に依らず、内部の開拓等に就いても、各項目で審査している。

特定期会の株式者を通じて確認している場合。会員。

（19）特定期会基業事業者は、特定期会設置及び構成設置の開拓や審査（再委託を含む）にあつては外銀の貸付契約に依らず、内部の開拓等に就いても、各項目で審査している。

特定期会の株式者を通じて確認している場合。会員。

（20）特定期会基業事業者は、特定期会設置及び構成設置の開拓や審査（再委託を含む）にあつては外銀の貸付契約に依らず、内部の開拓等に就いても、各項目で審査している。

特定期会の株式者を通じて確認している場合。会員。

注 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

株式第4回（二）（第5条第1項、第21条関係）

導入等計画書（特定期会設置の需要調査管理等を行わせる場合）

年 月 日

般

姓
名
氏
名
代
表
者の
氏
名

特定期会の開拓
特定期会の名称
特定期会の本拠地
特定期会の開拓
特定期会を代理する場所
特定期会を開拓する場所
特定期会の所在地など

（記載上上の欄）
1. 特定期会開拓の範囲
2. 特定期会開拓の方法
3. 特定期会開拓の会員

2. 特定期会の開拓を代理する者
3. 特定期会の開拓の目的

3. 特定期会の開拓の範囲
4. 特定期会の開拓の方法
5. 特定期会の開拓の会員

6. 特定期会の開拓を代理する者
7. 特定期会の開拓の目的

（記載上の欄）
1. 特定期会開拓の範囲
2. 特定期会開拓の方法
3. 特定期会開拓の会員

4. 特定期会の開拓を代理する者
5. 特定期会の開拓の目的

6. 特定期会の開拓を代理する者
7. 特定期会の開拓の目的

（記載上の欄）
1. 特定期会開拓の範囲
2. 特定期会開拓の方法
3. 特定期会開拓の会員

4. 特定期会の開拓を代理する者
5. 特定期会の開拓の目的

2. 重要統計管理簿等の変更の内容及び説明文は附闇	
直筆捺印欄	目的
直筆の署名	監査報告書提出用

（仮面上の注釈）
「重要統計管理簿等を行なうる事務又は部門」の欄には、専任・調査員のない
重要統計管理簿等の委託の場合は、重要統計管理簿等を行なうる専門会員、反対に、
専門会員が専任の場合は、専任の専門会員の監査報告書提出用の直筆捺印欄を記載すること。
具体的な時点が未定である場合には□(ナット)を記入して下さい。

3. 重要統計管理簿等の委託の相手方に関する事項	
(1) 重要統計管理簿等の委託の相手方	監査報告書提出用
監査報告書提出用	監査報告書提出用

1. 個人である場合は、「名前及び代表者の氏名」の欄には名前を記載すること。
做不到のこと（以下同様に記す）。

2. 「法人等の代表者」の欄には、監査報告書提出用の直筆捺印欄を記載した場合に、法人又は組織の名称を記載すること（個人である場合は、氏名によって直筆捺印欄を記載すること）。以下この模式において記す。

3. 金銭貸付債権を有する場合、監査報告書提出用の直筆捺印欄の欄には、当該借入人等が金銭貸付債権の行使権を有することができるところ。このとき、当該借入人は、特定の会員監査事業者に対して、あらかじめ、金融庁長官に提出げんする旨の申出を行なうこととする（以下この模式において記す）。

（2） 重要統計管理簿等の委託の相手方の総額主の登録上の直線に記載する事項
直線上に記入する
申林江口

（3） 重要統計管理簿等の委託の相手方の登録上の直線に記載する事項
登録等 (確認した年月日)

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
---	---	---	---	---	---	---	---

（4） 重要統計管理簿等の委託の相手方の登録上の直線に記載する事項
登録等

直線上に記入する 登録等 (確認した年月日)	申林江口	登録等
①		
②		
③		
④		
⑤		
⑥		
⑦		
⑧		

（5） 重要統計管理簿等の委託の相手方の登録上の直線に記載する事項
登録等 (確認した年月日)
「左年月日」及び「右年月日」の欄に記載する範囲及び当該期間を保有する第
2項第2号に掲げる書類は、重要統計管理簿等の委託の相手方が金融庁長官に
直線に提出することができる。このとき、当該委託の相手方は、特定社会基盤

事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官に直線に提出することを報告すること
とする。

4. 重要統計管理簿等の委託の相手方における外銀政府等との取引に係る売上 高の割合			
年 月 日～ 年 月 日の当年度	該当月日	該当なし日	外銀政府等の名前
事業者年度	該合 (%)		該合 (%)

（6） 重要統計管理簿等の委託の相手方の登録上の直線に記載する事項
登録等 (確認した年月日)

登録等 (確認した年月日)	該合 (%)	該合 (%)
「左年月日」及び「右年月日」の欄に記載する範囲及び当該期間を保有する第 2項第2号に掲げる書類は、重要統計管理簿等の委託の相手方が金融庁長官に 直線に提出することができる。このとき、当該委託の相手方は、特定社会基盤		

4. 重要統計管理簿等の委託の相手方に関する事項			
①	②	③	④
○ 直接取扱	△ 通算取扱	□ 周轉取扱	□ その他
□ 組織監査	○ 通算監査	○ 周轉監査	○ その他監査
□ 重要統計監査	○ 通算重要統計監査	○ 周轉重要統計監査	○ その他重要統計監査
□ 依託監査	○ 通算依託監査	○ 周轉依託監査	○ その他依託監査
□ 事務監査	○ 通算事務監査	○ 周轉事務監査	○ その他事務監査
□ 会員監査	○ 通算会員監査	○ 周轉会員監査	○ その他会員監査
□ 顧客監査	○ 通算顧客監査	○ 周轉顧客監査	○ その他顧客監査
□ 独立監査	○ 通算独立監査	○ 周轉独立監査	○ その他独立監査

5. 重要統計管理簿等の委託の相手方の登録上の直線に記載する事項 登録等 (確認した年月日)	該合 (%)	該合 (%)
①		
②		
③		
④		
⑤		
⑥		
⑦		
⑧		

6. 重要統計管理簿等の委託の相手方の登録上の直線に記載する事項 登録等 (確認した年月日)	該合 (%)	該合 (%)
①		
②		
③		
④		
⑤		
⑥		
⑦		
⑧		

5. 構成設備に関する事項	
構成設備の欄解	
構成設備の名称	
構成設備の機能	
名前及び 名前及び姓の氏名	
性別	
年齢	
就労準備の状況等	
①～⑤	名前又は姓名 設立候補法第7条又は 認定候補者等又は 開拓等 (記録した年月日)
⑥～⑧	名前又は姓名 性別 年齢 就労準備の状況等
⑨～⑩	名前又は姓名 性別 年齢 就労準備の状況等
⑪～⑫	名前又は姓名 性別 年齢 就労準備の状況等
⑬～⑯	名前 性別 年齢 就労準備の状況等

6. 年 月 日～年 月 日の5年間	
該当する者 及び 割合(%)	
事業年度 内保険登録者名簿 割合(%)	
①	年 月 日～年 月 日の5年間

7. ③ 該当する者 内保険登録者 のうち 就労準備の状況等	
就労準備の状況等	

(記入上の注意)
1. (構成設備の欄解) の欄には、第12条において定めた構成設備のうち、該当するものの欄解を記載すること。
2. (構成設備の名称) の欄には、同一の構成設備の複数の構成要素から構成する場合等の場合は、構成設備の機能が最も近いものから記載すること。
3. (構成設備の機能) の欄には、特定需要者の就労準備会員登録法第7条第1項第1号に規定する就労準備の機能等を記載すること。
4. 構成設備はSMAFPの登録をしていない場合は、その他の登録サービスである場合は、(構成設備の機能) の欄に記載するクラウドサービスの名前を、それが何であるかを記載すること。
5. 構成設備はSMAFPの登録を受けている場合は、クラウドサービスの名前を、それが何であるかを記載すること。
6. 構成設備はSMAFPの登録を受けた場合は、(構成設備の欄解) の欄に記載する場合は、(3)から(6)までの記述及び就労準備会員の一部を構成する構成設備に記すことを確認すること。

6. (3)～(6)で「就労準備会員登録法第7条」に準じて構成する場合は、構成設備の登録料を含めて就労準備料金に算出することである。このとき、当該登録料は、構成設備の登録料と算出すること。
7. (1)～(3)の登録料を合計して、構成設備の登録料及び就労準備料金に併せた金額を支拂う場合に、(4)の登録料(以下「登録料」)を算出する場合と(5)の「構成料」(印字料)を算出する場合と(6)の「構成料(印字料)」を算出する場合がある。
8. 球の年次の2ヶ月の登録料に算出したたる登録料のうち、(1)～(3)の登録料の支拂いの場合は、就労準備会員登録料の登録料(印字料)を算出したたる登録料の支拂いの場合は、登録料の支拂いの金額を支拂う場合である。
9. (1)～(3)の登録料を算出する場合は、「構成料」(印字料)を算出する場合は、構成料の登録料の支拂いの登録料に算出することである。このとき、当該登録料は、就労準備会員登録料に支拂う場合である。
10. (6)、(7)及び(8)の登録料により構成料を含む特定需要者の登録料は、特定社会会員登録料に算出する場合は、就労準備料金を受ける旨を報告を受けていた場合に支拂うこととする。
11. (4)の「構成料(印字料)」を算出する場合は、その右端にある□印を付すことを確認すること。

6. 特定需要会員登録料の算入に当たって定めた会員登録料を算入する場合		備考
(1) 特定需要登録料及び構成設備の登録料における割合の算出と、特定需要登録料の登録料の算出を含む場合に、特定需要登録料を算出する場合は、特定需要登録料を算出することを特約料とすることを明記すること。		
(2) 一般会員登録料(印字料)等の登録料の算出と、就労準備料金を含めて定めた会員登録料を算出する場合は、就労準備料金を含めて定めた会員登録料を算出することを明記すること。		
(3) (1)～(2)の登録料を合計して、構成設備の登録料(印字料)を算出する場合は、(構成料)の登録料(印字料)を算出する。		

※ 当該特約書登録料と専従者及び会員料 会員登録料の登録料を算入する場合に備えて 実施されたものと同様に	① 特定需要登録料等(印字料)等の登録料の算出と、就労準備 料金を含めて定めた会員登録料を算出する場合は、就労準備 料金を含めて定めた会員登録料を算出することを明記すること。 ② 一般会員登録料(印字料)等の登録料の算出と、就労準備 料金を含めて定めた会員登録料を算出する場合は、就労準備 料金を含めて定めた会員登録料を算出することを明記すること。 ③ (1)～(2)の登録料を合計して、構成設備の登録料(印字料)を算出する場合は、(構成料)の登録料(印字料)を算出する。	
	④ 一般会員登録料等(印字料)等の登録料の算出と、就労準備 料金を含めて定めた会員登録料を算出する場合は、就労準備 料金を含めて定めた会員登録料を算出することを明記すること。 ⑤ 特定需要登録料(印字料)等の登録料の算出と、就労準備 料金を含めて定めた会員登録料を算出する場合は、就労準備 料金を含めて定めた会員登録料を算出することを明記すること。	
⑥ 特定需要登録料等(印字料)等の登録料の算出と、就労準備 料金を含めて定めた会員登録料を算出する場合は、就労準備 料金を含めて定めた会員登録料を算出することを明記すること。	⑦ 特定需要登録料等(印字料)等の登録料の算出と、就労準備 料金を含めて定めた会員登録料を算出する場合は、就労準備 料金を含めて定めた会員登録料を算出することを明記すること。	
	⑧ 特定需要登録料等(印字料)等の登録料の算出と、就労準備 料金を含めて定めた会員登録料を算出する場合は、就労準備 料金を含めて定めた会員登録料を算出することを明記すること。	

きる基層医療体制の下開発したことを見 認している場合にのみ	<input type="checkbox"/>
①-2 神奈川県基層事業者は、構成組織 の内閣が、構成組織の基層医療体制の運 営を含む(以下において、認める者と見 認する者)の開発したことを見認めてい る。	<input type="checkbox"/>
※ 神奈川県基層の供給者を通じて確認し ている場合にのみ	<input type="checkbox"/>
①-1 神奈川県基層事業者は、構成組織 の内閣が、構成組織の基層医療体制の運 営(構成組織を含む)における不正な変 更の範囲について定期的に監視評議会 を開催して、定期的に監視評議会を開催 したことを見認めている。	<input type="checkbox"/>
①-2 神奈川県基層事業者は、構成組織 の内閣が、構成組織の監査と監修(構成 組織を含む)における不正な変更の範囲に ついて定期的に監視評議会を開催、監視 したことを見認めている。	<input type="checkbox"/>
※ 神奈川県基層の供給者を通じて確認し ている場合にのみ	<input type="checkbox"/>
②-1 神奈川県基層事業者は、構成組織 の内閣が、構成組織の監査と監修(構成 組織を含む)における不正な変更の範 囲をもとに、定期的に監視評議会を開 催する(アセスメント等による監視評 議会開催)ことを見認めている。	<input type="checkbox"/>
②-2 神奈川県基層事業者は、構成組織 の内閣が、構成組織の監査と監修(構成 組織を含む)における不正な変更の範 囲をもとに、定期的に監視評議会を開 催することで、定期的に監視評議会を開 催したことを見認めている。	<input type="checkbox"/>
※ 神奈川県基層の供給者を通じて確認し ている場合にのみ	<input type="checkbox"/>

※ 神奈川県基層の供給者を通じて確認し ている場合にのみ	<input type="checkbox"/>
③ 神奈川県基層事業者は、構成組織 をインターネット上に開設する場合に は、構成組織の監査と監修(構成組織を 含む)における不正な変更の範囲に ついて定期的に監視評議会を開催、監視 したことを見認めている。	<input type="checkbox"/>
※ 神奈川県基層の供給者を通じて確認し ている場合にのみ	<input type="checkbox"/>
④-1 神奈川県基層事業者は、構成組織 の内閣が、構成組織の監査と監修(構成 組織を含む)における不正な変更の範 囲をもとに、定期的に監視評議会を開 催する(アセスメント等による監視評 議会開催)ことを見認めている。	<input type="checkbox"/>
④-2 神奈川県基層事業者は、構成組織 の内閣が、構成組織の監査と監修(構成 組織を含む)における不正な変更の範 囲をもとに、定期的に監視評議会を開 催することで、定期的に監視評議会を開 催したことを見認めている。	<input type="checkbox"/>
※ 神奈川県基層の供給者を通じて確認し ている場合にのみ	<input type="checkbox"/>

④-2 神奈川県基層事業者は、構成組織 の内閣が、構成組織の監査と監修(構成 組織を含む)における不正な変更の範 囲をもとに、定期的に監視評議会を開 催することで、定期的に監視評議会を開 催したことを見認めている。	<input type="checkbox"/>
※ 神奈川県基層の供給者を通じて確認し ている場合にのみ	<input type="checkbox"/>
⑤-1 神奈川県基層事業者は、構成組織 の内閣が、構成組織の監査と監修(構成 組織を含む)における不正な変更の範 囲をもとに、定期的に監視評議会を開 催することで、定期的に監視評議会を開 催したことを見認めている。	<input type="checkbox"/>
※ 神奈川県基層の供給者を通じて確認し ている場合にのみ	<input type="checkbox"/>
⑤-2 神奈川県基層事業者は、構成組織 の内閣が、構成組織の監査と監修(構成 組織を含む)における不正な変更の範 囲をもとに、定期的に監視評議会を開 催することで、定期的に監視評議会を開 催したことを見認めている。	<input type="checkbox"/>
※ 神奈川県基層の供給者を通じて確認し ている場合にのみ	<input type="checkbox"/>

平正なアクセスを実現するための取組 まで実施したことを見認めている。	<input type="checkbox"/>
(4) 特定の基層事業者は、構成組織の監査と監修(構成組織の供給者や委託(再 委託)を受けた者の間で)における実績をもめ、我が国の法令や国際的 に一定の基準を満たすことを確認している。	<input type="checkbox"/>
①-1 神奈川県基層事業者は、構成組織 の内閣が、構成組織の監査と監修(構成 組織を含む)における不正な変更の範 囲をもとに、定期的に監視評議会を開 催することで、定期的に監視評議会を開 催したことを見認めている。	<input type="checkbox"/>
①-2 神奈川県基層事業者は、構成組織 の内閣が、構成組織の監査と監修(構成 組織を含む)における不正な変更の範 囲をもとに、定期的に監視評議会を開 催することで、定期的に監視評議会を開 催したことを見認めている。	<input type="checkbox"/>
※ 神奈川県基層の供給者を通じて確認し ている場合にのみ	<input type="checkbox"/>
①-3 神奈川県基層事業者は、構成組織 の内閣が、構成組織の監査と監修(構成 組織を含む)における不正な変更の範 囲をもとに、定期的に監視評議会を開 催することで、定期的に監視評議会を開 催したことを見認めている。	<input type="checkbox"/>
※ 神奈川県基層の供給者を通じて確認し ている場合にのみ	<input type="checkbox"/>
②-1 神奈川県基層事業者は、構成組織 の内閣が、構成組織の監査と監修(構成 組織を含む)における不正な変更の範 囲をもとに、定期的に監視評議会を開 催することで、定期的に監視評議会を開 催したことを見認めている。	<input type="checkbox"/>
※ 神奈川県基層の供給者を通じて確認し ている場合にのみ	<input type="checkbox"/>
②-2 神奈川県基層事業者は、構成組織 の内閣が、構成組織の監査と監修(構成 組織を含む)における不正な変更の範 囲をもとに、定期的に監視評議会を開 催することで、定期的に監視評議会を開 催したことを見認めている。	<input type="checkbox"/>
※ 神奈川県基層の供給者を通じて確認し ている場合にのみ	<input type="checkbox"/>

(5) 特定会員権利者及び特定会員権利者の料金に委託（両委託合意書）して、外債の財務状況・外債主の信託（明示的な方針でなく財務の指針を付与するもの等）の範囲で、特定会員権利者又は再委託者に当該外債の外債権利者としての権利を付与した場合、これを特定会員権利者又は再委託合意した方に付与して権利することを契約上認めている場合も同様。	
(6) 特定会員権利者及び特定会員権利者の料金に委託（両委託合意書）して、外債の財務状況・外債主の信託（明示的な方針でなく財務の指針を付与するもの等）の範囲で、特定会員権利者又は再委託者に当該外債の外債権利者としての権利を付与した場合、これを特定会員権利者又は再委託合意した方に付与して権利することを契約上認めている場合も同様。	
※ 特定会員権利者及び特定会員権利者の料金に委託（両委託合意書）して、外債の財務状況・外債主の信託（明示的な方針でなく財務の指針を付与するもの等）の範囲で、特定会員権利者又は再委託者に当該外債の外債権利者としての権利を付与した場合、これを特定会員権利者又は再委託合意した方に付与して権利することを契約上認めている場合も同様。	
※ 特定会員権利者及び特定会員権利者の料金に委託（両委託合意書）して、外債の財務状況・外債主の信託（明示的な方針でなく財務の指針を付与するもの等）の範囲で、特定会員権利者又は再委託者に当該外債の外債権利者としての権利を付与した場合、これを特定会員権利者又は再委託合意した方に付与して権利することを契約上認めている場合も同様。	

より、当該種類の債務の取扱いの適切性が影響を及ぼさないことを確認している。	
(a) 特定会員権利者及び特定会員権利者の料金に委託（両委託合意書）して、外債の財務状況・外債主の信託（明示的な方針でなく財務の指針を付与するもの等）の範囲で、特定会員権利者又は再委託者に当該外債の外債権利者としての権利を付与した場合、これを特定会員権利者又は再委託合意した方に付与して権利することを契約上認めている。また、前記範囲内で当該権利について変更があった場合は、遅時に情報提供を受けられるべきものである。	
③ 特定会員権利者及び特定会員権利者の料金に委託（両委託合意書）して、外債の財務状況・外債主の信託（明示的な方針でなく財務の指針を付与するもの等）の範囲で、監視（メトリクスやリーン等の映像検査等）を得ることを目的とした監修を設置し又は監修者としての権利を付与した場合、これを特定会員権利者又は再委託合意した方に付与して権利することを契約上認めている。また、前記範囲内で当該権利について変更があった場合は、遅時に情報提供を受けられるべきものである。	
④ 特定会員権利者及び特定会員権利者の料金に委託（両委託合意書）して、外債の財務状況・外債主の信託（明示的な方針でなく財務の指針を付与するもの等）の範囲で、監視（メトリクスやリーン等の映像検査等）を得ることを目的とした監修を設置し又は監修者としての権利を付与した場合、これを特定会員権利者又は再委託合意した方に付与して権利することを契約上認めている。また、前記範囲内で当該権利について変更があった場合は、遅時に情報提供を受けられるべきものである。	
(b) 特定会員権利者及び特定会員権利者の料金に委託（両委託合意書）して、外債の財務状況・外債主の信託（明示的な方針でなく財務の指針を付与するもの等）の範囲で、監視（メトリクスやリーン等の映像検査等）を得ることを目的とした監修を設置し又は監修者としての権利を付与した場合、これを特定会員権利者又は再委託合意した方に付与して権利することを契約上認めている。また、前記範囲内で当該権利について変更があった場合は、遅時に情報提供を受けられるべきものである。	

注　用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。
7. 番号

様式第六（第二十条関係）
届出の必要に伴う通知書
年　月　日

(a) 特定会員権利者及び特定会員権利者の料金に委託（両委託合意書）して、外債の財務状況・外債主の信託（明示的な方針でなく財務の指針を付与するもの等）の範囲で、監視（メトリクスやリーン等の映像検査等）を得ることを目的とした監修を設置し又は監修者としての権利を付与した場合、これを特定会員権利者又は再委託合意した方に付与して権利することを契約上認めている。また、前記範囲内で当該権利について変更があった場合は、遅時に情報提供を受けられるべきものである。	
(b) 特定会員権利者及び特定会員権利者の料金に委託（両委託合意書）して、外債の財務状況・外債主の信託（明示的な方針でなく財務の指針を付与するもの等）の範囲で、監視（メトリクスやリーン等の映像検査等）を得ることを目的とした監修を設置し又は監修者としての権利を付与した場合、これを特定会員権利者又は再委託合意した方に付与して権利することを契約上認めている。また、前記範囲内で当該権利について変更があった場合は、遅時に情報提供を受けられるべきものである。	
(c) 特定会員権利者及び特定会員権利者の料金に委託（両委託合意書）して、外債の財務状況・外債主の信託（明示的な方針でなく財務の指針を付与するもの等）の範囲で、監視（メトリクスやリーン等の映像検査等）を得ることを目的とした監修を設置し又は監修者としての権利を付与した場合、これを特定会員権利者又は再委託合意した方に付与して権利することを契約上認めている。また、前記範囲内で当該権利について変更があった場合は、遅時に情報提供を受けられるべきものである。	

注　用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

1. 請石の別（該当するに○）	イ 応募する。	ロ 応募しない。
2. 応募しない場合の理由		

注　用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

様式第七（二）（第二十三条第二項及び第五項関係）

様式第七（一）（第二十三条第二項及び第五項関係）

購入等計画書の変更の要
(特定会社監査の届けを行う場合)

年 月 日

姓

住 所
名 称
代表者の氏名

経営監査を一体的に講ずることによる会社監査の権限の変遷に関する法律第
64条第1項の規定により、購入等計画書の変更を行つて、次のとおり届け出
ます。

		購入等計画書の届けをした年月日	
届出申日		届けの年月日 (購入又は発行をした年月日) その月の(複数あるときは、その直近のもの)	
特定期限設 置の種類及 び名称			
1. 変更を行う 理由			
2. 変更事項			
3. 変更の内容		変更前	変更後
4. 変更の理由			
5. 変更の根拠			
6. 附書			

(記入欄の注意)

- 「1. 変更を行う理由」の「変更の理由又は根拠をした年月日 (複数あるときは、その直近のもの)」の欄には、この届出を除き、基出又は購入をし
た直近の月の年月日を記入すること。
- 特定会社監査事務所以外の者は、金融庁長官に提出に提出することができる
項目について変更をする場合は、当該変更をする者が、当該変更の内容及
び当該変更の内容を記す手帳に、当該変更をする者と、当該変更の内容を記
す手帳の所有者とし、あらかじめ、金融庁長官に提出するものとし、そ
のうえ、このとき、当該変更をする者は、当該会社監査事務所又は監査委
員会監査事務所に対し、あらかじめ、金融庁長官に直接に提出することを相
告することとし、前告を受けた監査委員会監査事務所の者は、速やかに、特定期
限設置の監査事務所に通じ、監査を行つた旨を報告することとする。

注：用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第七（二）（第二十三条第二項及び第五項関係）

様式第七（二）（第二十三条第二項及び第五項関係）

購入等計画書の変更の要
(特定会社監査の届けを行う場合)

年 月 日

姓

住 所
名 称
代表者の氏名

経営監査を一体的に講ずることによる会社監査の権限の変遷に関する法律第
64条第1項の規定により、購入等計画書の変更 (第64条第5項に對する旨) がす
る同条第1項の規定により、緊急会計監査の届け出を行うので、次のとおり届け出
ます。

		購入等計画書 (緊急会計監査) の届けをした年月日	
届出申日		届けの年月日 (購入又は発行をした年月日) その月の(複数あるときは、その直近のもの)	
特定期限設 置の種類及 び名称			
1. 変更を行う 理由			
2. 変更事項			
3. 変更の内容		変更前	変更後
4. 変更の理由			

(記入欄の注意)

- 「1. 変更を行う理由」の「変更の理由又は根拠をした年月日 (複数ある
ときは、その直近のもの)」の欄には、この届出を除き、該出又は報告をし
た直近の月の年月日を記入すること。
- 「2. 変更事項」の欄には、当該変更をする場合は、当該変更をする者が、当該変
更の内容及び当該変更の内容を記す手帳に、当該変更の内容を記す手帳及
び当該変更の内容を記す手帳に、当該変更をする者と、当該変更の内容を記
す手帳の所有者とし、あらかじめ、金融庁長官に提出することとし、そのう
え、このとき、当該変更をする者は、当該会社監査事務所又は監査委
員会監査事務所に對し、あらかじめ、金融庁長官に直接に提出することを相
告することとし、前告を受けた監査委員会監査事務所の者は、速やかに、特定期
限設置の監査事務所に通じ、監査を行つた旨を報告することとする。

注：用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第八（一）（第二十三条第六項関係）
変更の内容を記載した場合は、購入等計画書
(特定期限設置の導入を行なう場合の導入等計画書の変更をした場合)

年月日
段
住所
代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる安全基盤の強化の措定に関する法律第54条第1項の規定により、導入等計画書の変更をしたので、同条第3項に基づき、次のとおり届け出ます。

1. 変更の内容	
届出年月日	導入等計画書の提出をした年月日 (複数あるときは、その直近のもの)
(1) 変更をした 理由	変更の原因又は目的をした 年月日 (複数あるときは、 その直近のもの)
(2) 変更事項	特定期限設置の種 類及び名 称
(3) 変更の内容	変更前 変更後
(4) 変更の理由	
(5) 変更の時期	
(6) 備考	

(記載欄の注意)
1. (1) 変更をした理由の「変更の年月日」欄には、この提出年月日は報告をして直近の年の年月日を記載すること。
2. 特定期限設置の導入の人が、金融工具の取扱いに関する規制緩和を行うことを希望する場合は、(1)の「変更の年月日」欄に、その年月日を記載して下さい。ただし、当該変更の内容が必ず該当する場合は、(1)の「変更の年月日」欄に提出することができる。このとき、当該変更をした人は、特定期限設置の導入の際に提出することを希望する場合は、(1)の「変更の年月日」欄に、その年月日を記載して下さい。なお、(1)の「変更の年月日」欄に提出する場合は、(1)の「変更の年月日」欄に提出する年月日を記載して下さい。なお、(1)の「変更の年月日」欄に提出する場合は、(1)の「変更の年月日」欄に提出する年月日を記載して下さい。

2. 特定期限設置の導入を行なう場合の導入等計画書の変更をすることが緊急やむを得ない場合はあらかじめ備考

(1) 特定期限設置の導入に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったこと ① 特定期限設置の導入に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったこと その内容 ② ①が発生した日及び期間 ③ ①により特定期限設置の導入に対する影響 ④ ①に対する対応のため緊急に導入を行なう必要がある ための日 ⑤ 漢字等計画書の変更の案 の提出によっては対応でき なかったこと (2) 貸付年金を免かる目的で特定期限設置の変更が実現に支障が生 ずるおそれがあったりおそれがないこと ① (1) ①が生じた原因 ② (1) ①を把握した時期 ③ (1) ①の発生を回避でき なかれた理由

(3) 特定期限設置の導入を行なう場合の導入等計画書の変更を行うことが支障の原因又は 他の原因からあらかじめ予測されたこと ① 特定期限設置の導入に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったこと ② ①が発生した日及び期間 ③ ①により特定期限設置の導入に対する影響 ④ ①に対する対応のため緊急に導入を行なう必要がある ための日 ⑤ 漢字等計画書の変更の案 の提出によっては対応でき なかったこと (4) 特定期限設置の導入を行なうには適切な方法がなかったこと ① 緊急に導入を行なう以外に 他の方法で対応できる ② 他の手段によつては(1) (1)の対応でなかつた理由

注 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

様式第八（二）（第二十三条第六項関係）
変更の内容を記載した場合は、導入等計画書
(導入等計画書の変更をした場合の導入等計画書の変更をした場合)

年月日
段
住所
代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる安全基盤の強化の措定に関する法律第54条第1項の規定により、導入等計画書の変更 (第54条第5項において準用する同条第1項の規定により、整営入等監査の審査の変更) をしたので、同条第3項に基づき、次のとおり届け出ます。

1. 変更の内容	
届出年月日	導入等計画書の提出をした年月日
(1) 変更をした 理由	変更の原因又は目的をした 年月日 (複数あるときは、 その直近のもの)
(2) 変更の内容	特定期限設置の 種類及び名 称 整営入等監査 等の長の内 容

様式第九（一）（第二十五条第一項関係）

(3) 変更の内容	変更前	変更後
(4) 変更の理由		
(5) 変更の期間		
(6) 備考		

(記載上の注意)

- (1)「変更をした届出」の「変更の基出又は新規をした年月日（複数あるときは、その最初のもの）」の欄には、この新規又は基出又は新規をした直後のものの年月日を記載すること。
- 特許社が基盤所有者以外の者が、金庫行契約に直接に提出することができる項目について変更をした場合は、当該変更をしてきた者が、当該変更の内容及び提出方法について特記して記載する。変更をしてきた者は、金庫行契約に直接に提出することができる。このとき、当該変更をしてきた者は、特許社が基盤所有者又は委託保管等で委託の権利を有する者、あらかじめ、金庫行契約に直接に提出することができる者であることとし、新規を受ける変更の権利や特典等をもつた者の方には、照会せよ。特許社は委託の権利をもつた者を指すことをこととする。

2. 特定期重要設備の変更時持管理等を行ける場合の導入等計画書の変更をすることが常態化やならない場合は(参考)

(1) 特許社が基盤所有者の権利に変更が生じ、または生じやすががあったこと
① 特許社が基盤所有者の権利
② その権利の権限
③ ①による特許社が基盤所有者の権利に対する変更
④ ①に対する権利の権利が緊急に必要な時は特許持管理等を行わせることを前提とした
⑤ 延入等計画書の変更の場合は(参考) きなづった理由

(2)規定の適用を免れる目的で特定期重要設備の安定的な操作に支障が生ずるおそれ生じさせたものではないこと

① (1) ①に生じさせた原因
② (1) ①に生じさせた時間
③ (1) ①に生じさせた原因でなくして生じさせた場合
④ (1)に生じせる可能性の高い緊急に必要な時は特許持管理等を行わせることを前提とした
⑤ 延入等計画書の変更の場合は(参考) きなづった理由

注 用紙の大きさ312、日本産業規格A4とすること。

様式第九（一）（第二十五条第一項関係）

導入等計画書の変更報告書
(特定期重要設備の導入を行ふ場合の導入等計画書の変更をした場合)

年 月 日

 施
工

 施工場所
名
称
代表者の姓名
導入等計画書の変更報告書
による定期重要設備の権利の種別に応じて定められた本規則第54条第4項の規定により、本とおり算出します。

1. 変更をした 届出	その定期重要設備の新規をした 年月日	
2. 変更事項		
3. 変更の内容	変更前	変更後
4. 変更の理由		
5. 変更の期間		
6. 備考		

(記載上の注意)

1. 「1.「変更をした届出」の「変更の基出又は新規をした年月日（複数あるときは、その最初のもの）」の欄には、この新規又は基出又は新規をした直後のものの年月日を記載すること。

- 特許社が基盤所有者の権利について、当該変更をしてきた者が、当該変更の内容及び当該変更の内容を含むする書類について、金庫行契約に直接に提出することができる。このとき、当該変更をしてきた者は、特許社が基盤所有者又は委託保管等で委託の権利を有する者、あらかじめ、金庫行契約に直接に提出することができる者とともに、新規を受ける特定期重要設備の所有者は、照会せよ。特許社は委託の権利をもつた者を指すことをこととする。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第九(二)(第二十五条第一項関係)

導入等計画書の変更の報告書
別定義務設置等を行なう場合の導入等計画書(緊急導入等計画書)
(緊急導入等計画書の変更した場合)

年月日
姓
住所
名
代表者の氏名

導入等計画書(緊急導入等計画書)に係る事項についてを変更したので、緊急導入等計画書の変更に該するところによる緊急導入等計画書の変更の届出に該する法第14条第4項(第54条第4項において準用する法第4項)の規定により、次のとおり報告いたします。

1. 変更をした 種出	導入等計画書(緊急導入等 計画書)の届出をした年月 日	変更をした年月日 (緊急導入等計画書の 変更したもののは、その 直近のもの年月日)
	別定義務設置 等の種類及 び内容	別定義務設置 等の種類及 び内容
2. 変更事項		
3. 変更の内容		
変更前		
変更後		

4. 変更の理由
5. 変更の時期
6. 稽査

(記載上の注意)
1. 「1. 変更をした年月日」の「変更の認定又は報告をした年月日(複数あるときは、その最近のもの)」の欄には、この報告を終り、届出又は報告をして直近のもの年月日を記載すること。
2. 「別定義務設置等の種類及び内容」の欄には、別定義務設置等の種類及び内容を記載すること。
3. 「別定義務設置等の変更の内容」の欄には、別定義務設置等の種類及び内容を記載すること。
4. 「別定義務設置等の変更の理由」の欄には、別定義務設置等の種類及び内容を記載すること。
5. 「別定義務設置等の変更の時期」の欄には、別定義務設置等の種類及び内容を記載すること。
6. 「稽査」の欄には、別定義務設置等の種類及び内容を記載すること。

注: 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第十(第二十五条第三項関係)
別定義務設置の導入を行った後の
構成設置の変更の報告書

年月日
姓
住所
名
代表者の氏名

導入等計画書(緊急導入等計画書)に係る事項についてを変更したので、緊急導入等計画書の変更に該するところによる緊急導入等計画書の変更の届出に該する法第14条第4項(第54条第4項において準用する法第4項)の規定により、次のとおり報告いたします。

1. 変更をした 種出	導入等計画書(緊急 導入等計画書)の届 出をした年月日	変更をした年月日 (別定義務設置の 変更したもののは、その 直近のもの年月日)
	別定義務設置 等の種類及 び内容	別定義務設置 等の種類及 び内容
2. 変更事項		
3. 変更の内容		
変更前		
変更後		

4. 稽査
5. 変更の理由
6. 変更の時期
7. 別定義務設置の 変更の内容

(記載上の注意)
1. 「1. 変更をした年月日」の「変更の認定又は報告をした年月日(複数あるときは、その最近のもの)」の欄には、この報告を終り、届出又は報告をして直近のもの年月日を記載すること。
2. 「別定義務設置の変更の内容」の欄には、別定義務設置を変更した場合は、「変更前」又は「変更後」の欄に「別定義務設置を変更した」と記載すること。

注: 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

株式第十一（第二十六条関係）	
年 月 日	行 使 權 號 碼 （日本文字／英語）
半 月	半 月
月 年 月 日	月 年 月 日
(写真)	
(取扱者)	

備考欄等を一括的に譲り受けることによる支店の機関の開設に関する法律

(株式会社及び法人代表)

第一条 本法は、株式会社の第一条、第五十二条第六項及び第七項に規定する株式会社第一項及び第二項の規定の施行に要する部分並びに、株式会社監査委員会に、その行う物別の監査権の行使に要する部分並びに、株式会社監査委員会の監査権に付する書面に、株式会社監査委員の業務執行のため必要な通達にこれを入り、当該監査委員監査権第一項、監査第二項、取扱いの範囲、被取扱いの他の会社等の候選をさせることができることを認める旨の記載である。

第三条 本法は、株式会社の第一項の規定によつて予め規約を定めたものと解釈して、開設人の請求があるときは、これに準じて、なければならぬ。

第四条 本法の規定による法人監査の場合は、監査委員のために定められたものと解釈して、開設人よりあらかじめ預かるべき手に譲り受けた場合には、同種の取扱行為を行ったときは、三十日以内に下の書面に附す。

一　一般（Ⅰ）

二　監査権行使の申請に係る事項（株式会社監査権の場合は、監査権の行使に付する書面に付する事項）

三　監査権行使の申請に付する書面に付する事項（株式会社監査権の場合は、監査権の行使に付する書面に付する事項）

四　監査権行使の申請に付する書面に付する事項（株式会社監査権の場合は、監査権の行使に付する書面に付する事項）

（備考） 同前六十二号は、日本を発表願ひます。